

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 1 月 12 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600270 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1600035 号

## 第1 結論

平成 23 年 10 月から平成 24 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 47 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 10 月から平成 24 年 12 月まで

私は、平成 14 年 3 月の会社退職後に、国民年金の加入手続を区役所で行った。

平成 23 年 10 月から職業訓練校に通い始めたため、同年 10 月頃に、国民年金保険料の免除申請を区役所で行い、次の職業訓練校に通う直前の平成 24 年 4 月ないし同年 5 月頃に、再度保険料の免除申請を区役所で行った。

請求期間の国民年金保険料が免除となっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成 23 年 10 月から職業訓練校に通い始めたため、同年 10 月頃に、国民年金保険料の免除申請を区役所で行い、次の職業訓練校に通う直前の平成 24 年 4 月ないし同年 5 月頃に、再度保険料の免除申請を区役所で行ったと主張しているが、i) 請求者は、請求期間に係る保険料の免除申請の必要書類及び承認通知書等についての記憶がないこと、ii) 請求者の主張のとおり請求期間の保険料の免除が承認されていたとした場合、制度上、免除の承認期間は申請日の属する年の 7 月から翌年 6 月までであったことから、平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月までの間に再度免除申請手続が必要となり、請求者の主張と符合しないことから、請求者の請求期間に係る保険料の免除申請手続の状況が不明である。

また、年金事務所から提出のあった国民年金被保険者関係届書 (写) によると、請求者は、平成 28 年 7 月 15 日付けで平成 14 年 3 月 2 日に国民年金第 1 号被保険者に該当したとの届書を年金事務所に提出し、平成 28 年 7 月 20 日に同年年金事務所において当該資格取得処理が行われていることが確認できることから、請求者は請求期間当時、国民年金に未加入であり、制度上、請求期間の国民年金保険料の免除申請を行うことはできない。

さらに、請求期間は、平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期

であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

加えて、請求者が請求期間について国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料も無く、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600278号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600136号

## 第1 結論

請求期間のうち、平成18年7月及び同年12月について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

請求期間のうち、平成19年7月及び同年12月について、請求者のB社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成18年7月  
② 平成18年12月  
③ 平成19年7月  
④ 平成19年12月

請求期間①及び②については、A社から、請求期間③及び④については、B社から賞与が支払われ、それぞれの期間において、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間①から④までの標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、A社の事業主及び同社の取締役は、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除については、資料が無いため不明である旨を回答していることから、当該期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与明細書を所持していない上、当該期間に係る賞与の支払方法の記憶が明確ではなく、口座振込による支払であった場合の振込先の金融機関についても不明である旨を陳述していることから、当該期間に係る賞与が支払われた事実及び振込額を確認することができない。

さらに、請求者から提出された「平成18年分給与所得の源泉徴収票」の写し及びA社の取締役の陳述から、同社における平成18年に係る支払金額及び社会保険料控除額それぞれの年間総額は確認できるものの、当該資料及び取締役の陳述のみでは、請求期間①及び②の賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間③及び④について、B社の事業主は、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除については、資料が無いため不明である旨を回答していることから、当該期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者は、請求期間③及び④に係る賞与明細書を所持していない上、当該期間に係る賞与の支払方法の記憶が明確ではなく、口座振込による支払であった場合の振込先の金融機関についても不明である旨を陳述していることから、当該期間に係る賞与が支払われた事実及び振込額を確認することができない。

さらに、請求者から提出された「平成 19 年分給与所得の源泉徴収票」の写しから、B社における平成 19 年に係る支払金額及び社会保険料控除額それぞれの年間総額は確認できるものの、当該資料のみでは、請求期間③及び④の賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。